

医療機関管理者 様

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

濃厚接触者となった医療従事者の隔離期間等について（周知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対応に御尽力をいただくとともに、本市の保健医療行政の推進に特段の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、濃厚接触者となった方の隔離期間については、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合対応について」（令和 4 年 1 月 14 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡）により、10 日間とされたところです。

ただし、同事務連絡においては、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できるとされており、その際の具体的な例が示されております。

この度、札幌市においては、同事務連絡を参考に、医療従事者に係る濃厚接触者について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1 濃厚接触者となった医療従事者の隔離期間等について

3 回目のワクチン接種を終え、一定期間経過した無症状の医療従事者については、以下のとおりとする。

また、検査については、事業者の負担（自費検査）で行うものとし、経過期間については、各医療機関の感染管理担当医師により判断して差し支えない。

- (1) 最終接触日を 0 日目とし、核酸検出検査又は抗原定量検査キットを用いる場合は 6 日目、抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）を用いる場合は 6 日目および 7 日目の陰性確認により隔離を解除する。
- (2) 各医療機関の感染管理担当医師がこれ以上の隔離日数が必要と判断した場合はその判断による。
- (3) 本取り扱いとは別に、毎日の陰性確認により従事させることは差し支えない。

2 添付資料

「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合対応 について」
(令和 4 年 1 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡
令和 4 年 1 月 14 日一部改正)

※以下の厚生労働省ホームページにも掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

担当：札幌市保健福祉局医療対策室医療提供体制構築課
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19
E-mail:iryouseisaku@city.sapporo.jp
TEL 011-622-5162/FAX 011-622-5168